

保存樹木の指定解除について (資料1)

1 保全地区及び保存樹木とは

昭和47年に施行された東海市緑化及び花いっぱい推進条例に基づき、市長が良好な自然環境を保護し、美観風致を維持する上で必要と認める地区又は樹木について、市から所有者に依頼し、承諾が得られた地区又は樹木を、東海市緑化審議会の意見を聴いた上で、保全地区及び保存樹木に指定し、その保存又は育成に係る費用の一部を補助しています。

東海市緑化及び花いっぱい推進条例 (抜粋)

(保全地区及び保存樹木の指定)

第3条 市長は、良好な自然環境を保護し、及び美観風致を維持する上で必要と認める地区又は樹木を所有者の承諾を得て、保全地区又は保存樹木として指定することができる。

2 市長は、前項の保全地区等を指定するときは、あらかじめ東海市緑化審議会の意見を聴かなければならない。

(助成)

第8条 市長は、保全地区等の保存又は育成に関し、予算の範囲内で当該費用を補助することができる。



東海市緑化及び花いっぱい推進条例施行規則に定める保全地区等の指定基準及び補助額の基準等は以下のとおりです。

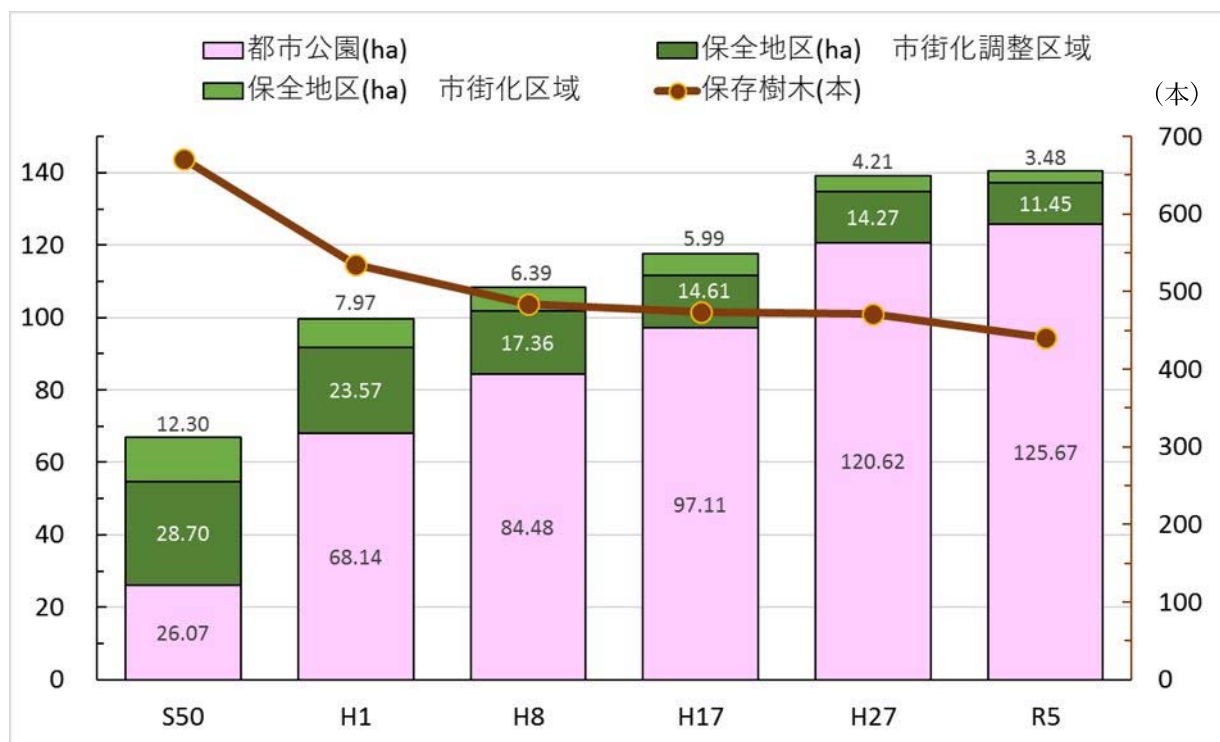
	指定基準	補助額の基準
保全地区	土地の面積が400平方メートル以上で、樹木が集団して生育し、かつ、健全であること。	市街化区域 : 年額2,000円/100㎡ 市街化調整区域 : 年額500円/100㎡
保存樹木	次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上優れていること。 ア 1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1メートル以上あるもの イ 株立ちした樹木は、高さ3メートル以上あるもの ウ はん登性樹木は、枝葉の面積が30平方メートル以上あるもの	年額1,000円/本

2 指定の変遷

保全地区は、昭和50年（1975年）には、約41haありましたが、土地利用の変更等で伐採や譲渡により減少し、現在では15ha未満に減少しています。

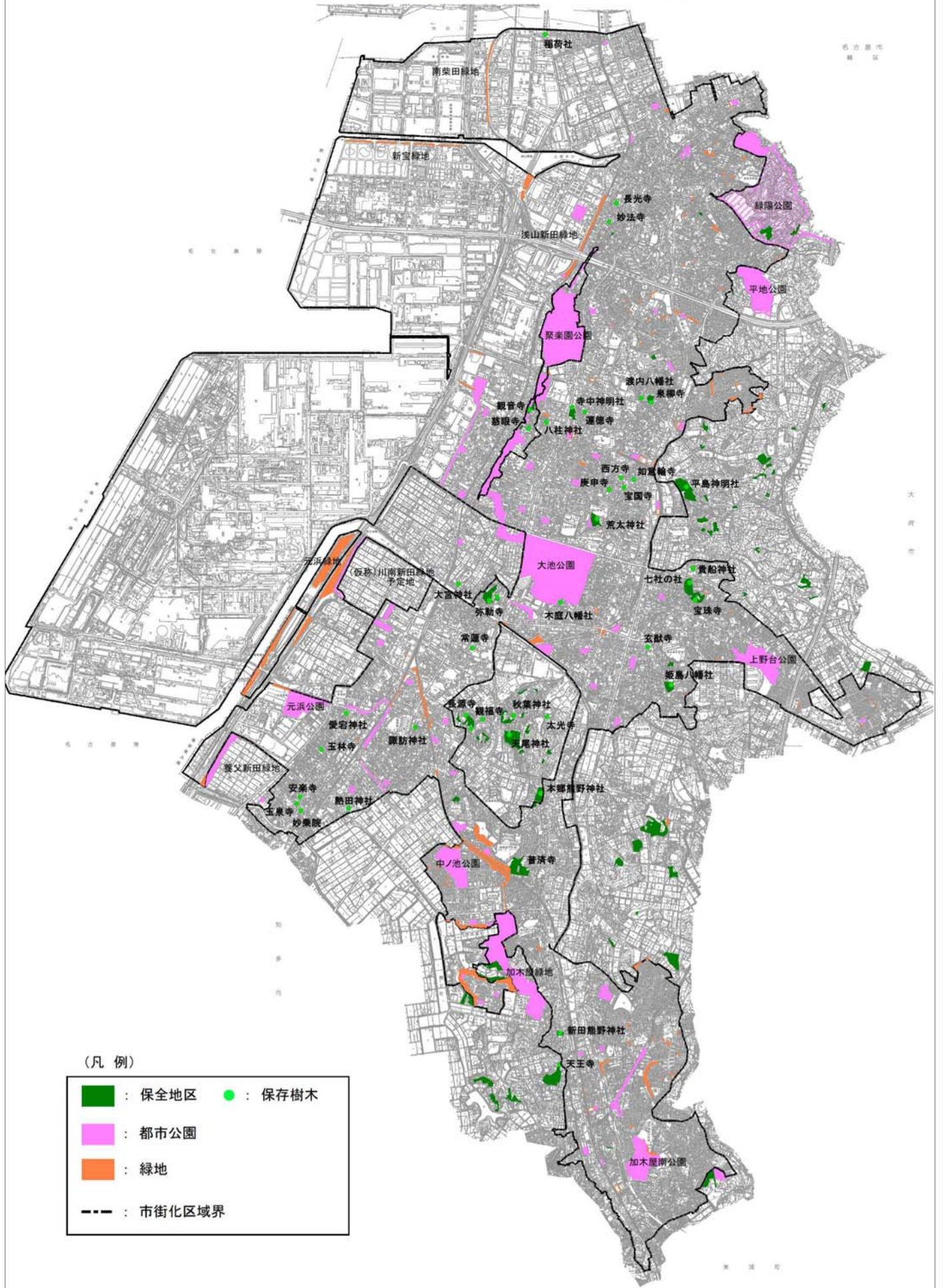
一方、まとまりのある貴重な樹林地（大池公園、聚楽園公園、加木屋緑地等）については、都市公園として地域指定し、市が積極的に用地を取得して、保全及び整備に努めてきました。その結果、都市公園の面積は、昭和50年（1975年）の約26haから、約125haにまで大幅に増加し、市民1人当たりの都市公園面積は、目標としていた10㎡/人以上を達成しています。

保存樹木については、昭和50年（1975年）には、671本ありましたが、土地利用の変更に伴う伐採や、松くい虫等の病虫害による枯死等により減少し、令和5年12月時点には、441本となっています。（指定解除予定含む）



年度	S50	H1	H8	H17	H27	R5
保存樹木(本)	671	535	484	474	471	441
保全地区(ha) 合計	41.00	31.54	23.75	20.60	18.48	14.93
保全地区(ha) 市街化区域	12.30	7.97	6.39	5.99	4.21	3.48
保全地区(ha) 市街化調整区域	28.70	23.57	17.36	14.61	14.27	11.45
都市公園(ha)	26.07	68.14	84.48	97.11	120.62	125.67
保全地区及び都市公園 合計	67.07	99.68	108.23	117.71	139.10	140.60

保全地区・保存樹木及び公園緑地位置図



- (凡例)
- : 保全地区
 - : 都市公園
 - : 緑地
 - : 市街化区域界
 - : 保存樹木

3 現状と課題

現在残っている保全地区及び保存樹木の多くは、社寺境内地に古くから残されてきた大木が生育する鎮守の森で、これらは地域住民に親しまれてきた身近な緑として大変貴重であり、また、都市化が進んだ現在においては、環境改善や防災機能等に寄与する緑としての価値は、さらに高まっています。

しかしながら、近年は、住宅地や事業用地への土地利用の変更にともなう伐採の他、老木化や病虫害による枯死、倒木事故の予防など、近隣住民への対応のため伐採せざるを得ない状況も増えてきています。

このような特別な理由で、保全地区及び保存樹木の解除の申出があった場合は、市としては必要な助言又は勧告をすることができますが、現在の保全地区・保存樹木の制度では、伐採を規制し、保存することはできないのが現状です。

(1) 所有者の負担軽減について

市では、所有者の負担を軽減するための支援として、補助金を交付する他、必要に応じて、樹木医診断の斡旋や、維持管理に関する助言に努めているところです。

令和5年度（2023年度）には、大田町にある観福寺の保存樹木ツブラジイについて、樹木医診断と助言を実施しました。

また、支援を充実させる参考事例として、名古屋市では、所有者に対し、保存樹の枝葉が隣地に支障を及ぼす場合の剪定等にかかる費用の2分の1（上限20万円）を基金から助成しています。本市におきましても、森林環境譲与税を財源にすることを考慮して支援の充実について検討を進めてまいります。

(2) 担保性を高めるための制度の検討について

自然環境や美観風致の重要度や貴重性がとくに高い地区について、担保性を高めるためには、所有者に対し、土地利用や伐採行為に規制をかける保全制度活用の検討を進めます。

参考事例として、都市緑地法に定められた「特別緑地保全地区制度」は、都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為や宅地の造成、伐採など一定の行為を制限し、現状凍結的に保全を図ろうとする制度で、所有者にとっては優遇措置として税の減免や買入れの申出ができるなどのメリットがあります。

制度	現在の保全地区制度	特別緑地保全地区制度（都市緑地法）
指定基準	<ul style="list-style-type: none"> ・面積要件：400 m²以上 ・樹木が集団して生育し、かつ、健全であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・面積要件：なし ・無秩序な市街化や公害又は災害の防止のため必要な緩衝地帯又は避難地帯 ・神社、寺院等と一体となって、当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの ・風致又は景観が優れているもの ・動植物の生息地として保全する必要があるもの ・当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要なもの
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者から解除申出があるまで 	<ul style="list-style-type: none"> ・ほぼ永久的に現状凍結
規制	<ul style="list-style-type: none"> ・なし 	<ul style="list-style-type: none"> ※次の行為を行う場合に、市長の許可が必要になります ・建築物その他工作物の新築、改築又は増築 ・宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質の変更 ・木竹の伐採 等
罰則等	<ul style="list-style-type: none"> ・なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・50万円以下の罰金 ・原状回復命令
補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・100 m²当り年額 市街化 : 2,000円 ・調整区域: 500円 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし
税制優遇	<ul style="list-style-type: none"> ・なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・相続税：山林及び原野は8割評価減 ・固定資産税：最大1/2まで減免
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・買入れの申出ができる

「特別緑地保全地区」指定の参考事例として、名古屋市では73箇所、200ha以上を指定するとともに、指定地区内の危険樹木や隣接地への支障樹木の剪定、伐採等にかかる費用の2分の1（上限150万円）を助成する制度を設置しています。

今後は、各種団体の専門家や市民の意見を参考にしながら、まずは本市において「特別緑地保全地区」に指定すべき地区があるのか、自然環境の現況把握に努め、必要に応じて制度の活用必要性について検討していきます。

(3) 市民への周知について

保全地区及び保存樹木制度を市民に広く周知することで、次世代に引き継いでいくことの大切さについて意識を高め、市民、各種団体、企業等の理解、協力を得ながら、みんなで緑地を守り育てていく施策の展開を検討してまいります。

4 指定解除の届出

令和4年度（2022年度）緑化審議会以降に伐採または譲渡等により指定解除の届出があったのは、以下のとおり保存樹木3本です。

保存樹木指定解除の届出箇所

	所在地	樹種	幹周	解除理由
保存樹木 1	荒尾町泉4 (泉柳寺)	スダジイ	140cm	隣接地への倒木危険 予防のため伐採
保存樹木 2	横須賀町四ノ割23 (愛宕神社)	イチョウ	110cm	広場拡大のため伐採
保存樹木 3	荒尾町中屋敷101 (庚申寺)	イチョウ	160cm	根元が腐り、枯死した ため伐採
	計	△3本		
指定解除後	保存樹木本数	441本		

【樹種】アベマキ、アラカシ、イチョウ、イブキ、イヌマキ、ウバメガシ、エノキ、キンモクセイ、クスノキ、クヌギ、クロガネモチ、クロマツ、ケヤキ、コナラ、サカキ、サクラ、シヤンヤンボ、スギ、スダジイ、センダン、タブノキ、ツバキ、ツブラジイ、トチノキ、フジ、ムクノキ、メタセコイア、モチノキ、モッコク、モミジ、ヤブツバキ、ヤマモモ（32種）

市としては、伐採による保存樹木解除の申出者に対して、代わりの樹木の補植や、指定基準を満たす別の樹木の新規指定について勧告をしたり、枯死した樹木につきましては、現場確認や聞き取りにより、枯死の原因を調査し、その他の樹木が枯死するのを防ぐように助言に努めているところです。

保存樹木指定解除の届出箇所 位置図

